

Ⅱ 手当・年金

1 障害者に対する手当

障害者手帳をお持ちの方には、障害の程度により、国、県、市の手当が支給されます(障害者手帳をお持ちでない方でも、支給される場合があります)。支給には申請手続きが必要です。これら各種手当の支給開始は、原則として手続きされた月の翌月分からとなります。

(1) 特別障害者手当(国+県)(20歳以上)

著しく重度の障害の状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方(20歳以上)に支給されます。
(国)月額 29,590円

以下の方は県の加算があります。

(ア) 身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 36,440円

(イ) 身体障害者手帳1～2級または療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 30,640円

※病院・介護老人保健施設に入院・入所して3か月を経過している方(見込みを含む)、または特定の施設に入所している方は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

◆申請に必要なもの

- ・障害者本人名義の通帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳(お持ちの方)
- ・特別障害者手当認定診断書
- ・年金改定通知書(公的年金を受給している方)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・配偶者・扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)(写しでも可)またはマイナンバー通知カード(写しでも可)

(2) 障害児福祉手当(国+県)(20歳未満)

重度の障害の状態にあるため、常時介護を必要とする方(20歳未満)に支給されます。
(国)月額 16,100円

以下の方は県の加算があります。

(ア) 身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 23,000円

(イ) 身体障害者手帳1～2級または療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 17,250円

※障害年金等を受給している方、または特定の施設に入所している方は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

◆申請に必要なもの

- ・障害者本人名義の通帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳(お持ちの方)
- ・障害児福祉手当認定診断書(不要な場合もあります)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・配偶者・扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)(写しでも可)またはマイナンバー通知カード(写しでも可)

(3) 在宅重度障害者手当(県)

(1)(2)に該当しない方で、次の障害のある方に支給されます。

(ア) 身体障害者手帳 1級または2級 と 療育手帳 A判定 (IQ35以下)の合併症
月額 15,500円

(イ) 身体障害者手帳 1級または2級
療育手帳 A判定 (IQ35以下)
身体障害者手帳 3級 と 療育手帳 B判定 (IQ50以下) の合併症
月額 6,750円

※(イ)の場合、平成20年4月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した方は除きます。等級変更の場合も当初の手帳取得の年齢が65歳以上の方は除きます。一定の所得以下の方に支給されます。

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・障害者本人名義の通帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
※特定の施設に入所している方には支給されません。
※病院に入院して3か月を経過している方(見込みを含む)には支給されません。

(4) 障害者手当(市)

次の障害のある方に支給されます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	被爆者健康手帳	手当月額
1級 2級	A判定	1級		4,000円
3級	B判定	2級		2,500円
4級	C判定	3級	所持者	1,500円
5級 6級				1,000円

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳または被爆者健康手帳
- ・障害者本人名義の通帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
※特定の施設に入所している方には支給されません。

- ・65歳以上の方で新たに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳の申請をされた方は、一宮市障害者手当の支給対象外となります。ただし、令和2年7月31日以前から、一宮市障害者手当を受給していた方は、65歳以上であっても引き続き受給できます。

(5) 特別児童扶養手当(国)

身体、知的または精神に、重度・中度の障害がある児童を監護している父母または父母に代わってその児童を監護している方に支給します。

◆支給要件

(ア) 1級(重度)…療育手帳Aまたは身体障害者手帳 1級または2級

月額 56,800円

(イ) 2級(中度)…療育手帳Bまたは身体障害者手帳 3級または4級の一部

月額 37,830円

※児童が障害年金等を受給している、または特定の施設に入所している場合は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

◆支給期間

児童が20歳未満の間

◆申請に必要なもの

請求者および対象児童の戸籍全部事項証明書(謄本)、特別児童扶養手当認定診断書などが必要です。詳しくは下記の問合せ先までお尋ねください。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課手帳・手当グループ)	電話 28-9017 (直通)
	尾西庁舎 1階 窓口課 7番窓口	電話 85-8393 (直通)
	木曽川庁舎 1階 総務窓口課 4番窓口	電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課手帳・手当グループ)	電話 28-9017 (直通)

(6) 児童扶養手当(国)・愛知県遺児手当(県)・一宮市遺児手当(市)

ひとり親家庭や父または母が重度の障害者世帯の18歳到達年度の末日までの児童(児童扶養手当は児童に一定の障害があるときは20歳未満)を監護または養育している方に支給します。

◆支給期間

児童が18歳に到達した年度の末日まで。ただし、児童扶養手当は児童に一定の障害があるときは20歳未満まで。

◆手当月額

・児童扶養手当(2024年度)

児童1人の場合:全部支給:45,500円、一部支給:45,490～10,740円

児童2人目以降は、児童1人増すごとに全部支給:10,750円、一部支給:10,740～5,380円を加算

・愛知県遺児手当

1～3年目:児童1人につき4,350円

4～5年目:児童1人につき2,175円

6年目以降:支給なし

・一宮市遺児手当

児童1人につき2,000円

◆支給月

5、7、9、11、1、3月

◆支給条件

所得により減額、または全額支給停止

◆申請に必要なもの

下記の間合せ先までお尋ねください。

◆申請場所

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ) 電話28-9023(直通)

尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)

木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆間合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ) 電話28-9023(直通)

◆申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・診断書(レントゲンフィルム等が必要な場合あり)
- ・初診日証明書
- ・病歴・就労状況等申立書

◆20歳前障害基礎年金受給のための所得(前年)制限基準(令和7年4月現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
全額支給停止	4,721,000 円	5,101,000 円	5,481,000 円	5,861,000 円	6,241,000 円	6,621,000 円
一部支給停止	3,704,000 円	4,084,000 円	4,464,000 円	4,844,000 円	5,224,000 円	5,604,000 円

扶養親族等に老人控除対象配偶者・老人扶養親族がいる場合は一人につき10万円、特定扶養親族(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族を含む。)がいる場合は一人につき25万円を加えた額とします。

表中の所得金額は一定の控除後のもので収入額とは異なります。なお基準額は毎年8月に改定されます。

◆申請場所

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)
尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)
木曽川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)

(2) 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入中の病気やけがが原因で障害者になった場合に障害厚生年金が支給されます。また、障害手当金は障害年金を受けるより軽い程度の障害を受けた場合に一時金として支給されるものです。

◆受給要件(障害厚生年金)

- 1.初診日において厚生年金保険の被保険者である(あった)こと。
- 2.障害の程度が国民年金の障害等級表の1級・2級または厚生年金の障害等級表の3級に該当していること。(身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる基準となります。)
- 3.初診日の前々月までの加入期間に、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月31日までである場合は、初診日の前々月までの1年間に滞納がないこと。いずれの場合も初診日より前の納付が必要です。

◆受給要件(障害手当金)

- 1.初診日において厚生年金保険の被保険者である(あった)こと。
- 2.初診日から5年以内に治り、その治った日の障害の程度が一定以上であること。
- 3.初診日の前々月までの加入期間に、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月31日までである場合は、初診日の前々月までの1年間に滞納がないこと。いずれの場合も初診日より前に保険料を納付していることが必要です。

◆障害の認定

「障害年金請求書」を年金事務所に提出し、日本年金機構が内容を審査します。審査の結果、障害の程度が3級以上に該当すると認定されれば受給できます。

◆支給時期

障害が認定された日の翌月か申請月の翌月から支給されます。

◆年金・手当額(令和7年4月現在)

1 級 : $\left(\frac{\text{報酬比例}}{\text{の年金額}} \right) \times 1.25 + \left(\frac{\text{配偶者の}}{\text{加給年金額}} \right) + \text{障害基礎年金}$

2 級 : $\left(\frac{\text{報酬比例}}{\text{の年金額}} \right) + \left(\frac{\text{配偶者の}}{\text{加給年金額}} \right) + \text{障害基礎年金}$

3 級 : (報酬比例の年金額)
(623,800円に満たないときは623,800円) ※昭和31年4月1日以前生まれの者は622,000円

障 害 手 当 金 : (障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給)

◆申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・診断書(レントゲンフィルム等が必要な場合あり)
- ・初診日証明書
- ・病歴・就労状況等申立書

◆申請場所・問合せ先

一宮年金事務所 電話45-1418

(3) 特別障害給付金

過去の年金制度で会社員等(第2号被保険者)の配偶者や学生の方は国民年金制度への加入が任意とされていましたが、その当時に未加入で障害者になった方は障害基礎年金を受給できません。

特別障害給付金制度はその方を対象に給付金を支給する制度です。

◆受給要件

1. 次の①または②の期間中に国民年金に未加入であった方で、その期間に初診日(初めて医師の診断を受けた日)のある病気やけがが原因で現在、障害者となっていること。

①平成3年3月以前に大学生等であった期間

②昭和61年3月以前に被用者年金(厚生年金、共済年金等)加入者の配偶者及び被用者年金受給者(受給資格を満たす者を含む。)の配偶者であった期間

2. 障害の程度が国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していること(身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる基準となります)

◆障害の認定

「特別障害給付金請求書」を、市町村窓口を通じて年金事務所に提出し、そこで初診日等の要件を満たしているかどうかや障害の程度が1級か2級に該当する状態にあるかどうかを審査します。その結果、認定されれば受給できます。

◆申請時期

65歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までに行う必要があります。

◆支給時期

申請月の翌月から支給されます。

◆給付額(令和7年4月現在)

・障害等級1級 月額56,850円

・障害等級2級 月額45,480円

※一定以上の所得がある場合や、老齢年金等を受給している場合は支給が制限されます。また、給付金を受給すると経過的福祉手当は支給停止されます。

◆申請場所

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)

尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)

木曽川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)